

(2) 舞鶴海洋気象台の業務の移管

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>ア 海洋気象台の設置状況</p> <p>国土交通省設置法第 48 条第 1 項及び第 2 項に基づき、気象庁の地方支分部局として管区気象台、沖縄気象台及び海洋気象台が設置されている。また、管区気象台及び沖縄気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、地方気象台が設置されている。</p> <p>気象庁は、全国に 4 海洋気象台（函館、舞鶴、神戸及び長崎）を設置し、管区気象台の事務を分掌させている（気象庁組織規則（平成 13 年国土交通省令第 3 号）第 118 条第 1 項）。これらの海洋気象台が分掌する管轄区域は、函館海洋気象台が北海道のうち函館市、北斗市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内（注）、舞鶴海洋気象台が京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝郡、神戸海洋気象台が兵庫県全域、長崎海洋気象台が長崎県全域とされている（気象庁組織規則第 118 条第 2 項及び別表第 1）。</p> <p>（注） 「渡島総合振興局」及び「檜山振興局」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に基づき、北海道知事の権限に属する事務を分掌させるために支庁として設置されたものである。</p> <p>イ 海洋気象台の業務内容</p> <p>海洋気象台は、国土交通省設置法第 51 条第 1 項に基づき、海上気象及び海水象（海洋に関する水象をいう。以下同じ。）の予報及び警報（津波の予報及び警報を除く。以下同じ。）、海上気象及び海水象に関する観測等の業務（以下「海上気象業務」という。）を所掌している。また、同法第 49 条第 8 項に基づき、国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができるとされており、気象庁組織規則第 118 条第 1 項に基づき、海洋気象台は、管区気象台が所掌する海上気象以外の気象の観測、予報及び警報等の業務（以下「気象業務」という。）を分掌している。</p> <p>（参考） 海洋気象観測船の配備状況等</p> <p>気象庁は、平成 21 年度まで、気象庁本庁及び 4 海洋気象台に各 1 隻、計 5 隻の海洋気象観測船を配備し、個々に運航していたが、地球温暖化問題への対応を強化するため、北西太平洋地域の二酸化炭素等の観測に重点を置いた高精度海洋観測を実施することとし、22 年 4 月から、気象庁本庁に 2 隻を集約した。また、気象庁は、海洋気象観測船の運航業務等に海事職の職員を配置しており、その定員は、平成 15 年度以降 137 人であったが、22 年度には、上記の海洋気象観測船の集約化に併せて、海事職の職員も全員気象庁本庁に集中配置した（平成 22 年 4 月 1 日現在、102 人）。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>4 海洋気象台の組織体制及び気象業務の実施状況を調査したところ、舞鶴海洋気象台については、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-①</p> <p>表 3-(2)-②</p> <p>表 3-(2)-③</p> <p>表 3-(2)-④</p> <p>表 3-(2)-⑤</p>

ア 組織体制

舞鶴海洋気象台の組織体制については、平成 21 年 4 月 1 日現在、台長のほか、総務課（職員数 4 人（注））、業務課（同 5 人）、海洋課（同 12 人）、観測予報課（同 17 人）及び海上気象課（同 5 人）の 5 課が置かれている。

各課の主な業務は、次のとおりとなっている。

- ① 海上気象業務については、海洋課が海水象に関する情報の収集及び発表に関すること等を、海上気象課が海上気象に関する情報の収集及び発表に関すること等を所掌しているほか、観測予報課が海上気象及び海水象の予報及び警報に関すること（予報及び警報の作成・発表）等を所掌している。
- ② 気象業務については、業務課が防災気象情報等の伝達組織に関する関係機関との連絡に関すること等を所掌しているほか、観測予報課が気象（海上気象を除く。）の予報及び警報に関すること（気象警報の作成・発表）等を所掌している。

（注）総務課の職員数には、海事職を含まない。

表 3-(2)-③

イ 気象業務の実施状況

京都府については、舞鶴海洋気象台のほか、京都地方気象台も置かれている。

- ① 気象業務については、舞鶴海洋気象台の業務課の業務内容と京都地方気象台の防災業務課の業務内容の多くが、舞鶴海洋気象台の観測予報課の業務内容と京都地方気象台の技術課の業務内容の多くが、同じ内容となっている。舞鶴海洋気象台は舞鶴市等京都府北部を対象とし、京都地方気象台は京都市等京都府南部（10 市 5 郡）を対象とし、それぞれほぼ同様の業務を行っている。
- ② 具体的には、例えば京都府内の気象注意報・警報の発表についてみると、舞鶴海洋気象台が分担気象官署（注）として京都府北部を担当し、京都地方気象台が京都府南部を担当しており、同一府内で二つの官署が行っている。

また、京都地方気象台が短期予報を発表するに当たり、短期予報を担当していない舞鶴海洋気象台が、京都府北部の短期予報の原案となるデータを毎日 3 回作成（防災時系列の修正等）し、当該データを京都地方気象台に送付しているなど、事実上、同一府内で二つの官署が短期予報に関する業務を行っている。

（注）分担気象官署は、気象庁予報警報規程第 10 条及び第 12 条に基づき、府県予報区担当官署以外に波浪予報、気象の注意報・警報を行うことができる官署であり、帯広測候所、舞鶴海洋気象台及び名瀬測候所が指定されている。

（参考）京都府（舞鶴海洋気象台及び京都地方気象台の 2 官署を設置）以外の都府県（沖縄県を除く。）には、管区気象台、地方気象台又は海洋気象台のいずれか 1 官署のみが設置されている。ただし、北海道はその面積が広大であること等から、沖縄県は島しょ部が多いこと等から、複数の地方気象台等が設置されている。

表 3-(2)-③

表 3-(2)-⑥

表 3-(2)-⑦

③ 地方公共団体等に対する防災気象情報の提供に係る連絡・調整等の業務についても、舞鶴海洋気象台と京都地方気象台とが京都府の北部と南部とをそれぞれ分担して行っている。しかし、他の県に設置されている海洋気象台又は地方気象台は、県全域を管轄区域としてこれらの業務を行っている。

④ 舞鶴海洋気象台では、1班3人の5班体制（担当職員数（平成21年4月1日現在）17人）で、管轄する海域（地方海上予報区）の海上気象の予報及び警報の作成・発表並びに京都府北部の気象警報の作成・発表を行っている。また、京都地方気象台では、1班2人の5班体制（担当職員数（平成21年4月1日現在）16人）で、京都府全域の短期予報及び京都府南部の気象警報の作成・発表を行っている。しかし、両気象台を合わせた体制（担当職員数の合計33人）では、1班3人の5班体制で、管轄する海域の海上気象の予報及び警報の作成・発表並びに兵庫県又は長崎県全域の気象の予報及び警報の作成・発表を行っている神戸海洋気象台（担当職員数（平成21年4月1日現在）20人）又は長崎海洋気象台（同22人）に比べ、配置職員数が多くなっている。

なお、気象業務に関連する指標について、管轄区域の面積、大雨警報等の発表の単位として用いる区域である二次細分区域数、管内の市町村数（注）及び大雨警報等の発表回数（平成19年及び20年実績）をみると、舞鶴海洋気象台と京都地方気象台のそれぞれでは、調査した他の7府県予報区担当官署に比べ大半の指標で少なくなっている。

（注）平成22年5月27日から、大雨警報等の発表の単位として用いる区域は、二次細分区域から市町村単位に変更された。

【所見】

したがって、国土交通省は、官署の業務運営の効率化を図る観点から、舞鶴海洋気象台の海上気象業務を除く業務の京都地方気象台への移管について、検討する必要がある。その際、舞鶴海洋気象台の組織の在り方についても検討すること。

表3-(2)-⑧

表3-(2)-⑨

表3-(2)-① 管区气象台等、海洋气象台及び地方气象台の設置に関する規程

○ 国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抜粋）

（設置）

第48条 気象庁に、次の地方支分部局を置く。

管区气象台

海洋气象台

2 前項に定めるもののほか、当分の間、気象庁に、地方支分部局として、沖縄气象台を置く。
（管区气象台等）

第49条

1～7（略）

8 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、管区气象台等の所掌事務の一部を海洋气象台に分掌させることができる。

（地方气象台、管区气象台等の測候所若しくは出張所又は地方气象台若しくは測候所の出張所）

第50条 国土交通大臣は、管区气象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地方气象台を置くことができる。

2～6（略）

（海洋气象台）

第51条 海洋气象台は、気象庁の所掌事務のうち、第4条第128号に掲げる事務及び次に掲げる事務を分掌する。

一 海上気象及び海水象（海洋に関する水象をいう。以下同じ。）の予報及び警報（津波の予報及び警報を除く。）に関すること。

二 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに海上気象及び海水象に関する情報に関すること。

三 前二号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

四 海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

2～4（略）

表3-2-2 管区気象台の所掌事務のうち海洋気象台が分掌する事務に関する規程

○ 気象庁組織規則（平成13年国土交通省令第3号）（抜粋）

（気候・調査課の所掌事務）

第101条 気候・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する統計及び調査に関すること。

五 産業気象に関する調査に関すること。

六 災害に関連する気象、地象及び水象の調査に関すること。

七・八（略）

（予報課の所掌事務）

第102条 予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象の予報及び警報に関すること（気候・調査課の所掌に属するものを除く。）。
二 気象通信により収集した気象、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の整理に関すること。
三 気象、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。
四・五（略）

（観測課の所掌事務）

第103条 観測課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候・調査課の所掌に属するものを除く。）。
二 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること（気候・調査課の所掌に属するものを除く。）。
三（略）

（地震火山課の所掌事務）

第104条 地震火山課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
三 地震、火山現象及び地動に関する情報の収集及び発表に関すること。

（測器課の所掌事務）

第106条 測器課は、気象測器その他の測器の検定、修理及び調整に関する事務をつかさどる（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）。
（管区気象台の所掌事務の分掌）

第118条 管区気象台の所掌事務のうち、国土交通省設置法（以下「法」という。）第49条第8項の規定により、海洋気象台に分掌させるものは、次に掲げるものとする。

一 第101条第4号から第6号までに掲げる事務

二 第102条第1号から第3号までに掲げる事務

三 第103条第1号及び第2号に掲げる事務

四 第104条第2号及び第3号に掲げる事務

五 第106条に規定する事務

2（略）

表3-(2)-③ 舞鶴海洋気象台の所掌業務と京都地方気象台との業務の重複状況

舞鶴海洋気象台の業務		重複の有無
所管課 (職員数)	実施している主な業務内容 (具体的な業務内容)	(京都地方気象台の担当課)
業務課 (5人)	① 気象観測施設の設置等の届出に関すること。 (届出に関する啓発、届出の受理等)	有 (防災業務課)
	② 部外における気象等の観測に関する技術の指導及びその観測成果の利用に関すること。 (部外雨量観測所の観測環境調査結果の確認及び周知)	有 (防災業務課)
	③ 防災気象情報等の利用の普及及びその伝達組織に関する関係機関との連絡に関すること。 (関係機関との打合せ (洪水予報連絡会、防災情報の利活用説明会等)、異常気象発生時の説明会、防災訓練参加調整等)	有 (防災業務課)
	④ 地面現象による災害の防止、洪水による災害の防止に関する予報技術の改良及び調査並びに技術指導に関すること。 (習熟訓練、伝達訓練)	有 (防災業務課)
	⑤ 防災気象情報の発表基準の作成に関すること。 (注意報・警報の発表基準の作成・見直し)	有 (防災業務課)
	⑥ 防災気象情報作成、伝達及び解説に関する協力に関すること (防災気象情報提供システム加入機関との「送受信情報一覧表」の管理)	有 (防災業務課)
	⑦ 関係行政機関が行う地域防災計画の作成に関する必要な助言に関すること。 (地域防災計画の改訂に係る助言、資料作成等)	有 (防災業務課)
	⑧ 広報に関すること。 (各種イベント、出前講座、広報紙発行、閲覧窓口対応等)	有 (総務課)
	⑨ 気象、地象及び水象に関する証明及び鑑定に関すること。 (気象証明・鑑定、捜査関係事項照会)	有 (防災業務課)
	⑩ 海洋気象観測船に関すること。 (入出港手続等)	無
海洋課 (12人)	① 海水象並びに海上気象及び海水象に関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (海洋気象観測船による観測、潮位の監視等)	無
	② 海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。 (海洋の健康診断表 (旬間、月間) の作成・発表、地方潮位情報の発表等、潮位に関する支援情報の地方気象台への提供 (平成22年度から開始))	無
	③ 海面水温の予報に関すること。 (海洋の健康診断表 (海面水温の見通し) の作成・発表)	無
	④ 海水象に関する気象測器の修理及び調整に関すること。 (海洋観測機器及び潮位観測装置の保守点検・調整等)	無
観測予報課 (17人)	① 海上気象及び海水象 (海面水温及び津波を除く。) の予報及び警報に関すること。 (地方海上予報及び地方海上警報の作成・発表)	無
	② 海上気象及び海水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。 (地方海上警報発表時の地方気象台への連絡)	無
	③ 天気相談に関すること。 (電話等による天気予報等の問い合わせへの対応)	有 (技術課)
	④ 気象通信に関すること。	有 (技術課)

	(アデス等の通信状況の確認)	
	⑤ 気象(海上気象を除く。)、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象の予報及び警報に関すること。 (気象警報等の作成・発表等)	有(技術課)
	⑥ 気象通信により収集した気象、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の整理に関すること。 (アメダス観測値の確認)	有(技術課)
	⑦ 気象、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。 (気象情報・天候情報の作成・発表、火災気象通報の作成・発表、指定河川洪水予報の作成発表)	有(技術課)
	⑧ 気象(海上気象を除く。)、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (定時地上気象観測通報、地上気象観測装置・施設及び観測値精度の維持・管理、生物季節観測、特殊気象観測通報)	有(技術課)
	⑨ 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (地震津波関連業務訓練時の指導、地震解説資料作成)	有(防災業務課と技術課で共同して実施)
	⑩ 地震、火山現象及び地動に関する情報の収集及び発表に関すること。 (地震・火山関連電文の発表・伝達確認、地震津波関連業務訓練)	有(防災業務課と技術課で共同して実施)
海上気象課 (5人)	① 海上気象に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (海洋気象観測船による各種観測、高層気象観測機材等の管理・保管等)	無
	② 海上気象に関する情報の収集及び発表に関すること。 (海上気象概報の発表、波浪に関する支援情報の地方気象台への提供(平成22年度から開始)、海上気象に関する気象証明・鑑定・資料照会等への対応)	無
	③ 海難に関連する海上気象及び海水象の調査に関すること。 (海難事故の事例収集とその際の海上気象などの整理)	無
	④ 海上気象に関する気象測器の検定、修理及び調整に関すること。 (海洋気象観測船搭載の海上気象観測測器の保守点検・調整・修理、一般船舶に対する訪船やファクシミリによる気圧計の点検・技術指導)	無

(注) 1 当省の調査結果による。

2 業務計画の作成、業務実績の上部機関への報告等、気象庁内での内部事務処理に関する業務については、計上していない。

3 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

表3-(2)-④ 気象庁が保有・運航する気象観測船の概要

(単位:トン、人)

配備先	船名	建造年	総トン数	乗組員数	備考
気象庁本庁	凌風丸	平成7年	1,380	31	平成22年度以降、気象庁本庁に集中配備し、気象庁本庁が運航
神戸海洋気象台	啓風丸	平成12年	1,483	30	
函館海洋気象台	高風丸	昭和63年	487	22	平成22年3月に売却済み
舞鶴海洋気象台	清風丸	平成5年	484	22	
長崎海洋気象台	長風丸	昭和62年	480	21	

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑤ 気象庁の海事職職員数の推移

(単位:人)

年度		平成										
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
定員・現員		167	143	140	137	137	137	137	137	137	137	102
定員		167	143	140	137	137	137	137	137	137	137	102
現員	気象庁本庁	69	43	41	42	42	40	41	38	37	36	102
	函館海洋気象台	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	0
	舞鶴海洋気象台	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	0
	神戸海洋気象台	22	31	31	30	30	30	30	29	29	29	0
	長崎海洋気象台	21	21	21	21	21	21	21	20	21	21	0
	計	156	139	137	137	137	135	136	131	131	130	102

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「定員」は、各年度末現在。
 3 「現員」は、各年度末現在。ただし、平成12年度は1月1日現在、21年度及び22年度は4月1日現在。

表3-(2)-⑥ 舞鶴海洋気象台と京都地方気象台における業務の分担状況

業務区分		舞鶴海洋気象台	京都地方気象台
天気予報	短期予報	未実施 (ただし、防災時系列を修正することにより、京都府北部の天気予報の原案となるデータを毎日3回作成し、京都地方気象台に送付。京都地方気象台は、京都府南部の防災時系列の修正結果と合わせて、京都府全域の天気予報を作成・発表)	京都府全域を対象に、毎日3回、作成・発表
	週間天気予報	未実施	京都府全域を対象に、毎日2回、作成・発表
気象警報等		京都府北部の二次細分区域(丹後、舞鶴・綾部、福知山の3区域)を対象として作成・発表	京都府南部の二次細分区域(京都・亀岡、山城中部、山城南部及び南丹・京丹波の4区域)を対象として作成・発表

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑦ 都道府県別の海洋気象台、管区気象台等の設置状況

道府県名	海洋気象台、管区気象台、沖縄気象台及び地方気象台の設置状況
北海道	札幌管区気象台 稚内地方気象台、網走地方気象台、旭川地方気象台、釧路地方気象台、室蘭地方気象台 函館海洋気象台
沖縄県	沖縄気象台 南大東島地方気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台
京都府	京都地方気象台 舞鶴海洋気象台
他の44都府県	各都府県に管区気象台又は地方気象台若しくは海洋気象台を1か所設置

(注) 気象庁の資料に基づき当省が作成した。

表3-2-8 予報及び警報等業務の実施体制

官署名	担当課 (職員数)	予報・警報等の種類	実施体制
神戸海洋気象台	観測予報課 (20人)	① 管轄する地方海上予報区の地方海上予報及び地方海上警報 ② 所在する県全域の天気予報(短期予報及び週間天気予報)及び大雨警報等	3人を1班とした5班体制のローテーションにより、24時間運用。 3人の業務分担は、「予報業務、海上予報業務」、「予報補助業務、通信業務」及び「観測業務」に各1人配置
長崎海洋気象台	観測予報課 (22人)		
舞鶴海洋気象台	観測予報課 (17人)	① 管轄する地方海上予報区の地方海上予報及び地方海上警報 ② 京都府北部の気象警報等	同上
京都地方気象台	技術課 (16人)	○ 所在する県全域の天気予報(短期予報及び週間天気予報)及び京都府南部の大雨警報等	2人を1班とした5班体制のローテーションにより、24時間運用。 2人の業務分担は、「予報・警報業務」及び「観測業務」に各1人配置

(注) 1 当省の調査結果による。
2 職員数は、平成21年4月1日現在。

表3-2-9 舞鶴海洋気象台及び京都地方気象台と他の府県予報区担当官署との業務指標の比較

官署 指標	京都 地方 気象 台	舞鶴 海洋 気象 台	調査した他の府県予報区担当官署								
			盛岡地 方気象 台	宇都宮 地方気 象台	横浜地 方気象 台	岐阜地 方気象 台	和歌山 地方気 象台	松江地 方気象 台	徳島地 方気象 台		
職員数(人)	30	66	31	30	31	30	30	33	30		
管内 概要	管轄区域面積 (km ²)	2,526	2,082	15,279	6,408	2,415	10,621	4,725	6,708	4,144	
	管内市町村数	19	7	35	30	33	42	30	21	24	
	一次細分区域数	1	1	3	2	2	2	2	3	2	
	二次細分区域数	4	3	10	5	7	5	4	7	7	
業務	警報 発表 回数	平成 19年	6	6	16	10	22	10	9	22	9
		20年	9	4	43	17	22	13	12	18	11
		計	15	10	59	27	44	23	21	40	20

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「職員数」及び「管内概要」は、平成21年4月1日現在である。
3 「警報発表回数」は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報及び洪水警報の合計値であり、複数の警報を同時に発表したものは1回として計上している。
4 「調査した他の府県予報区担当官署」は、管轄面積が広大あるいは島しょ部が多いため、同一都道府県内に複数の地方気象台が設置されている釧路地方気象台及び石垣島地方気象台を除いている。
5 舞鶴海洋気象台の職員数66人には、海洋課12人、海上気象課5人及び清風丸乗組員22人を含む。